

加算に係る掲示について

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書】

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行していません。

発行を希望されない方は、自動精算機の「発行しない」ボタンを押してください。

【外来腫瘍化学療法診療料 1】

専任の医師、看護師または薬剤師を院内に常時配置し、患者さんからの電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制を有しており、患者さんの急変時や緊急時に入院できる体制を確保しています。

また、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

【一般名処方加算】

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります（※）。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

【外来後発医薬品使用体制加算】

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足などが生じた場合、状況に応じて患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性がございますが、当院では適切に対応ができる体制を整備しております。

【バイオ後続品使用体制加算】

バイオ後続品（バイオシミラー）の使用促進について

当院では、バイオ後続品を積極的に採用しています。バイオ後続品は先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。

(例：テリパラチドBS、インフリキシマブBS)

バイオ後続品を使用することによって、患者さんの薬にかかる経済的負担が軽くなります。

当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談ください。